

愛称 ユーロ・セレクト・インカム ピクテ・ユーロ最高格付国債インカム・ファンド（毎月決算型）

追加型投信/海外/債券 [設定日:2003年6月20日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 1 主にユーロ圏の国債に投資します
- 2 最高格付の国債を厳選します
- 3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います
(分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。)

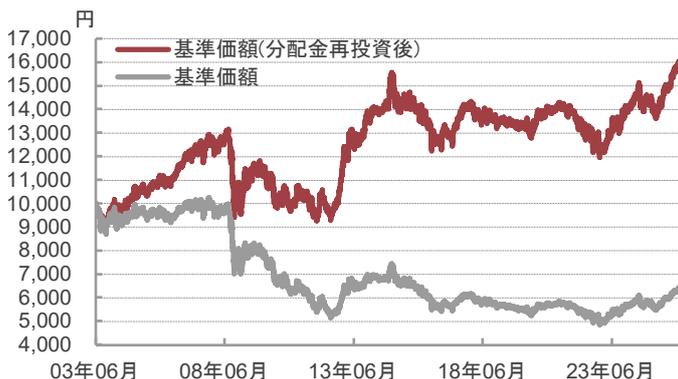
※ファミリーファンド方式で運用を行います。 ※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Info - ファンドの基本情報

ファンドの現況

	25年12月末	26年01月末	前月末比
基準価額	6,340円	6,325円	-15円
ファンド純資産総額	44億円	43億円	-0億円
マザーファンド純資産総額	60億円	60億円	-0億円

設定来の推移



基準価額変動の内訳(過去4ヵ月)

	25年10月	25年11月	25年12月	26年01月
基準価額	6,215円	6,306円	6,340円	6,325円
変動額	+168円	+91円	+34円	-15円
うち 債券	+44円	-13円	-49円	+27円
為替	+132円	+112円	+92円	-33円
分配金	-2円	-2円	-2円	-2円
その他	-7円	-6円	-7円	-7円
(参考)ユーロ・円	178.31円	181.60円	184.33円	183.36円

分配金実績(1万口あたり、税引前)

決算期	25年11月10日	25年12月10日	26年01月13日	設定来累計
分配金実績	2円	2円	2円	6,800円
基準価額	6,183円	6,261円	6,362円	--

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ファンドの騰落率

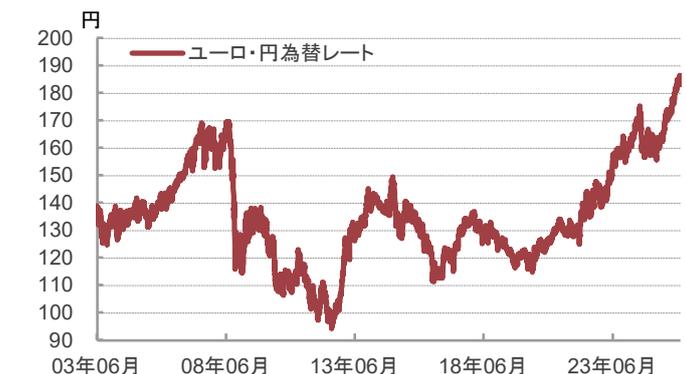
	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
	-0.21%	1.87%	7.00%	13.14%	28.41%	58.24%

ユーロ・円為替レートの騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
	-0.53%	2.83%	7.39%	14.34%	29.53%	31.98%

資産別構成比

資産名	構成比
債券	96.4%
コール・ローン等、その他	3.6%
合計	100.0%



※ 為替レート: 対顧客電信売買相場の仲値

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手續・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、1億円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。 [ファンドの騰落率][ユーロ・円為替レートの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。ユーロ・円為替レートは対顧客電信売買相場の仲値です。 [基準価額変動の内訳]月次ベースの基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。

- ◆当資料において最高格付とは、ユーロ通貨採用国内での最高格付を意味します。各国の格付は信用格付業者等が付与した中での最良の格付を参考とします。
- ◆構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドにおける当該資産の組入比率)です。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。
- ◆当資料における実績は、税金控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料の図表で使用したデータの出所は次の通りです。

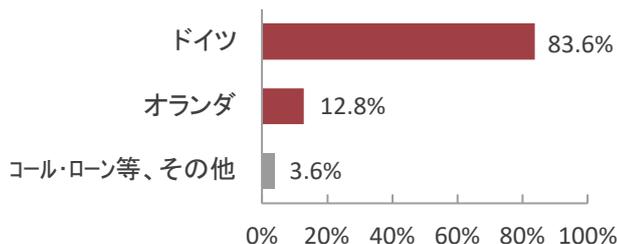
○為替レート:一般社団法人投資信託協会 ○FTSE EMU国債指数AAA、信用格付:ブルームバーグ

Portfolio – ポートフォリオの状況

ファンドの特性

組入銘柄数	6銘柄
組入銘柄の平均格付	AAA
直接利回り(直利)	4.5%
最終利回り(終利)	2.6%
修正デュレーション	7.0年

国別構成比



組入上位10銘柄

	組入国債	クーポン	償還日	信用格付	構成比
1	ドイツ連邦債	4.750%	2040.07.04	AAA	32.5%
2	ドイツ連邦債	6.250%	2030.01.04	AAA	24.4%
3	オランダ国債	3.750%	2042.01.15	AAA	12.8%
4	ドイツ連邦債	6.500%	2027.07.04	AAA	11.0%
5	ドイツ連邦債	4.750%	2034.07.04	AAA	9.5%
6	ドイツ連邦債	5.500%	2031.01.04	AAA	6.3%
7	--	--	--	--	--
8	--	--	--	--	--
9	--	--	--	--	--
10	--	--	--	--	--

※ 利率0.000%表示の銘柄は、ゼロクーポン債です。

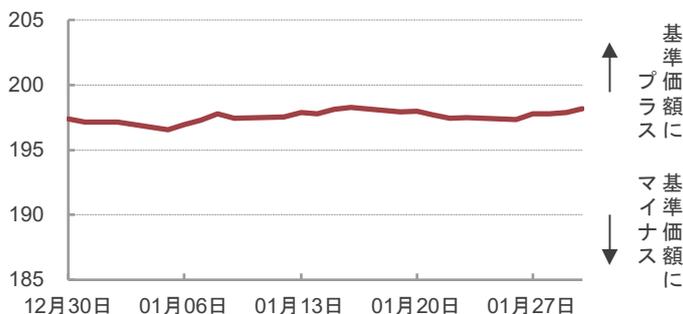
Market – 市場の状況

ユーロ・円為替レートの推移



※ 為替レート: 対顧客電信売買相場の仲値

ユーロ圏国債市場の推移



※ FTSE EMU国債指数AAA(ユーロベース)

1月のユーロ・円為替市場

1月のユーロ・円為替市場は、前月末比97銭円高・ユーロ安の183円36銭となりました。

ユーロ・円為替市場は、上旬はドイツやフランスで消費者物価指数(CPI)の伸びが鈍化したことなどを背景として、円高・ユーロ安となりましたが、中旬には高市首相が衆議院を解散する意向であるとの報道を受けて、高い支持率を維持する同首相の拡張的な金融・財政政策への警戒感などから円安・ユーロ高となりました。しかし、下旬にはニューヨーク連銀が主要銀行に対して参考為替レートの提示を求め、レートチェックを実施したことを受けて、金融当局の為替介入への警戒感が強まったことなどから円高・ドル安となった流れを受けて、円高・ユーロ安に転じました。ユーロ・円為替市場は月を越せば前月末より円高・ユーロ安となりました。

1月のユーロ圏国債市場

1月のユーロ圏国債市場は、FTSE EMU国債指数AAA(ユーロベース)で前月末比0.4%上昇(利回りは低下)しました。

ユーロ圏国債市場は、地政学リスクへの懸念や、独仏の12月のCPIの伸びが鈍化したことなどから、1月上旬より上昇(利回りは低下)しました。さらに月半ばには、米連邦準備制度理事会(FRB)の独立性への懸念などから、安全資産とみなされるユーロ圏国債は上昇(利回りは低下)しました。月半ば以降は、トランプ米大統領が次期FRB議長候補の中から大幅利下げを主張する候補を取り下げたことを受け米国国債が下落(利回りは上昇)する中、ユーロ圏国債も連れて下落(利回りは上昇)しました。下旬にはグリーンランドの領有を巡る米欧の対立が収束に向かう中、ユーロ圏国債市場は上昇(利回りは低下)し、月間でも上昇(利回りは低下)となりました。

今後のポイント

ユーロ圏では、ドイツを中心とした財政支出拡大などが景気を支え、経済は底堅く推移するものと考えます。一方、足元のインフレは、物価目標近辺で落ち着いた状況にあり、欧州中央銀行(ECB)は当面、政策金利を据え置くとの見方が優勢となっています。

このような状況を勘案すると、ユーロ圏国債市場については、ユーロ圏の財政支出の増加が意識されながら、ユーロ圏のインフレの落ち着きを受け国債利回りは現在の水準で推移するものと考えます。ユーロ・円為替市場については、ECBが当面、政策金利を据え置くとの見方が優勢となる中、金利動向も落ち着くと想定されることから、ユーロ・円為替市場はユーロ要因よりも円の要因に左右される展開となる可能性があると考えます。(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

各項目の注意点 [直接利回り]投資元本に対する利息の比率を指します。組入債券の加重平均で示しています。[最終利回り]債券を償還日まで保有した場合の利回りを指します。組入債券の加重平均で示しています。[修正デュレーション]債券価格の弾力性を示す指標で、金利の変化に対する債券価格の変動率を示します。◆構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドにおける当該資産の組入比率)です。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。◆組入銘柄の信用格付は、法令で定める信用格付業者およびその特定関係法人が付与した中でいずれか高い格付を表示しています。平均格付は、組入銘柄の信用格付を加重平均したもので、当ファンドの信用格付ではありません。◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。◆表で示した組入上位銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項」を必ずお読みください。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

公社債投資リスク (金利変動リスク、信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。 ●金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。 ●信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
有価証券先物取引等に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 主にユーロ圏の国債に投資します
- 最高格付の国債を厳選します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、利子等収益および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

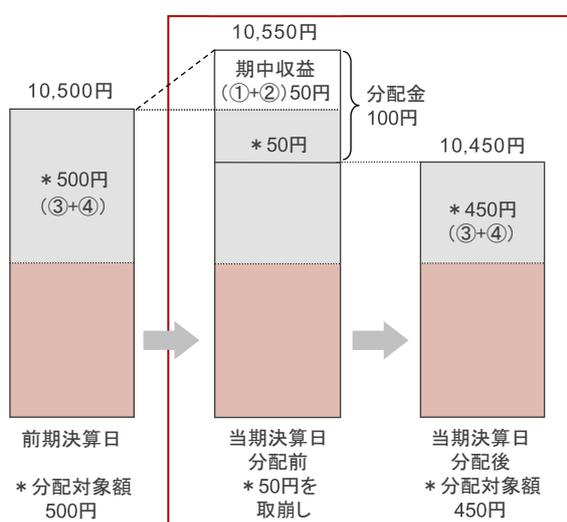
投資信託で分配金が支払われるイメージ



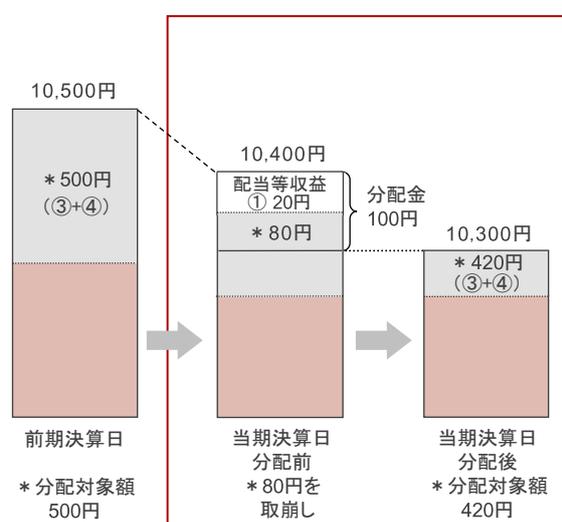
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

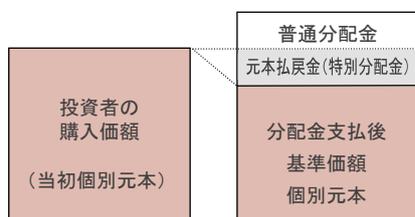


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

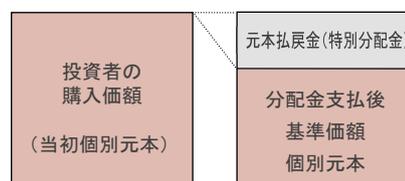
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2003年6月20日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.75% (税抜2.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.265% (税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.5%</td> <td>年率 0.6%</td> <td>年率 0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.5%	年率 0.6%	年率 0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.5%	年率 0.6%	年率 0.05%					
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉		
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(マザーファンドの公社債等の運用指図を行う者)		
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)		

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用) (注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 (注2)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○	○	
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第8号	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○	○	
株式会社名古屋銀行 (注3)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社百十四銀行 (注4)	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	○	○	
三井住友信託銀行株式会社 (注5)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○	○	

(注1) SMBC日興証券株式会社では、新規販売は行っておりませんが、解約のみ受付けております。

(注2) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注3) 名古屋銀行では、新規販売は行っておりませんが、解約のみ受付けております。

(注4) 株式会社百十四銀行では、新規買付のお申込みは取扱いしません。

(注5) 三井住友信託銀行株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いしません。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の上昇により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。